

以下メール本文

お支払いをお忘れではないでしょうか？

上十条債権回収株式会社

03- [REDACTED]

(12:00 ~ 19:30 非通知不可)

担当 仲里

こちらは有料サイト運営会社様より、ご利用料金回収及び身辺調査の依頼を受けご連絡させていただきました、上十条債権回収株式会社と申します。

サイト運営会社様のお話ですと、こちらのメールを受信された携帯電話から、有料サイトへのアクセスがあり、ご利用料金が未払いで、今現在も料金が発生し続けているとのことです。

この件に身に覚えがない場合、何かの間違いだと思われますので、お支払いいただく必要はございませんが、その場合でも、その旨ご連絡いただき、登録抹消の手続きは必ず行わなければなりませんし、このままご連絡がなく放置されますと、携帯電話の名義人に対し、民法415条による損害賠償請求訴訟の裁判になってしまいます。

そうなりますと、現在の料金に裁判のための様々な費用、例えば給与差し押えのための勤務先の調査費用、財産差し押さえのための財産調査費用、ご自身でのお支払が困難な場合のご家族、ご親族のご連絡先、財産調査費用、弁護士費用等、その他様々な費用が加算され、多額の損害賠償請求訴訟の裁判になってしまいます。

尚、その裁判に身に覚えが無い等、理由を問わず欠席し、放置されますと、サイト運営会社様の言い分が全て認められ、執行官立ち会いのもと、給与、預貯金、不動産、その他あらゆる財産を強制執行で差し押さえる事が可能になってしまいます。

この通知が最後通告になりますので、この請求に身に覚えが無い場合であっても何ら返答がない場合、不本意ながら近日中にその強制執行のための裁判に移行になってしまいますので、その様な事になる前に、今現在はまだ訴訟の準備中の段階ですので、この件に身に覚えがない場合、何かの間違いだと思われますので、お支払いいただく必要はございませんが、その場合でも、その旨ご連絡いただき、登録抹消の手続きは必ず行わなければなりませんので、本日中(土、日、祝日、メールでの対応はしておりません)に私宛に必ずお電話ください。

上十条債権回収株式会社

03- [REDACTED]

(12:00 ~ 19:30 非通知不可)

担当 仲里

社団法人

東日本債権回収業協会会員

*こちらのメールに返信いただいても対応はできませんので、必ずお電話にてご連絡をお願い致します。

土、日、祝日、営業時間外の対応はしておりません。時間帯によって繋がりにくい場合がございます。

ますので、恐れ入りますがその際は再度お掛け直しくださいますようお願い致します。

パソコンからのメールはドメイン設定により送受信ができない場合がございますので、最終通告が確実に届くよう、今回こちらのアドレスから送信させていただきました。